

工場立地法届出の手引き

概要版



平成28年4月
宇都宮市経済部商工振興課

○工場立地法とは

工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、生産施設、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を定め、一定規模以上の工場等を新設又は変更する際の届出等の手続き及び順守事項について定めたものです。

【届出が必要な場合】

◆業種

製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業

であって

◆面積

敷地面積が9,000 m²以上 又は 建築面積の合計が3,000 m²以上

の工場又は事業場（以下「特定工場」といいます。）※を

◆行為

新設 又は 変更

しようとする場合は、

◆期限

工事等の着手日の90 日前までに所定の様式で宇都宮市長に届け出てください。

このほか、

◆氏名、名称及び住所に変更があった

◆特定工場を承継した

◆特定工場を廃止した

といった場合にも、所定の様式で速やかに宇都宮市長に届け出てください。

1 届出について

特定工場の新設又は変更をしようとするときは、新設又は変更に係る工事等を実施する90日前までに届出を提出してください。

2 新設の届出

特定工場を新設する場合は、届出を提出してください。

なお、用途の変更又は敷地面積もしくは建築物の建築面積を増加することにより特定工場となる場合も同様に届出を提出してください。

3 変更の届出

既存工場（昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等）で特定工場の規模を有するものが、昭和49年6月29日以後に下記に係る変更を行う場合は届出を提出してください。

- (1) 製品
- (2) 敷地面積
- (3) 建築面積
- (4) 生産施設面積
- (5) 緑地及び環境施設の面積並びに配置

新設の届出又は上に述べた届出をしたものが、その後さらに変更をする場合もそのたびごとに届出を提出してください。

4 変更の届出を要しない軽微な変更

下記の変更については、届出は不要です。

- (1) 生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更
- (2) 生産施設の修繕によるその面積の変更であって、その修繕に伴い増加する面積の合計が30平方メートル未満のもの
- (3) 特定工場に係る生産施設の撤去
- (4) 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- (5) 緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、それぞれの面積の減少を伴わない場合
- (6) 特定工場に係る緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が10平方メートル以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）

5 氏名、名称、住所の変更及び地位の承継、廃止

氏名、名称、住所の変更及び地位の承継、廃止が行われた場合も届出を提出してください。

※代表者の変更は届出不要です。

6 実施の制限

原則として工場の新設、又は変更に当たって最初に必要となる埋立工事、造成工事、施設建設工事等を実施する90日前までに届出を提出してください。

なお、届出の内容が法第9条の勧告の要件に該当しない場合は、必要と認められる範囲で実施制限期間の短縮（最短で30日前）が認められます。

7 生産施設、環境施設について

	内容	敷地面積に対する割合	面積の測り方
生産施設 (用語解説参照)	以下に係る工場建屋又は屋外プラント <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む） ・ 電気供給業における発電工程（太陽光発電によるものを除く） ・ ガス供給業におけるガス供給工程 ・ 熱供給業における熱供給工程 	業種別に 30%～65% 以内 (別表1参照)	○工場建屋 建築基準法施行令に定める水平投影面積 ○屋外プラント 水平投影図の外周によって囲まれる面積
環境施設（用語解説参照）		地域により 10～25% (別表2参照)	
緑地	樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設 低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設	地域により 5～20% (別表2参照)	○樹林地 原則として区画の面積 ○低木地、芝生地等 低木又は芝生等で表面が被われている面積
緑地以外の環境施設	ア 噴水、水流、池その他の修景施設、屋外運動場、広場 イ 屋内運動施設、教養文化施設、雨水浸透施設、太陽光発電施設 ウ 雨水浸透施設		○アの施設 区画された土地の面積 ○イの施設 建築物の水平投影面積 ○ウの施設 区画された土地の面積（施設が地表に出ている面積に限る）

【別表1】敷地面積に対する生産施設面積の割合

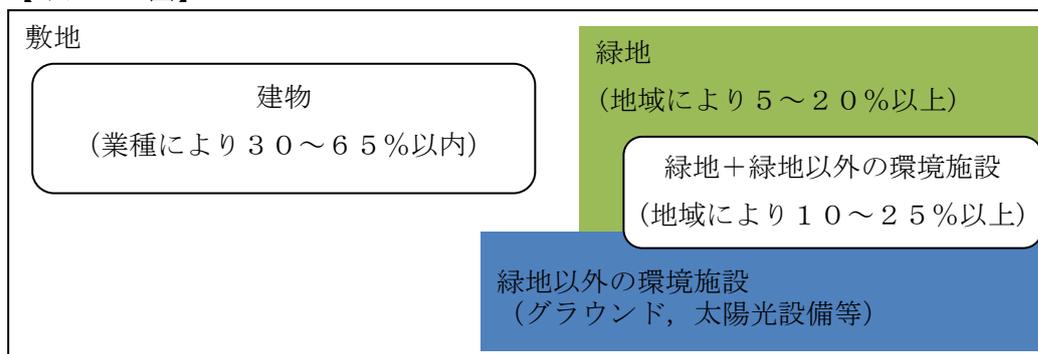
業種の区分	敷地面積に対する生産施設の面積の割合
化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30 / 100
伸鉄業	40 / 100
窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)	45 / 100
鋼管製造業及び電気供給業	50 / 100
でんぷん製造業、冷間ロール成型形鋼製造業	55 / 100
石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。) 及び高炉による製鉄業	60 / 100
その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	65 / 100

【別表2】敷地面積に対する面積率

	緑地面積率	環境施設面積率
工専・工業地域	5%以上	10%以上
準工業地域	10%以上	15%以上
上記以外の地域	20%以上	25%以上

※既存工場については、別に定める計算式により、緑地等の設置を義務づけています。

【イメージ図】

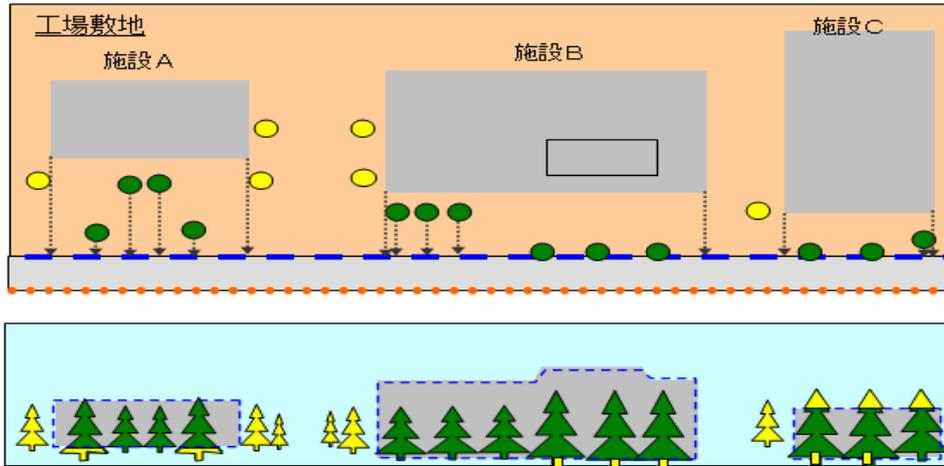


8. 視覚的な緑量の確保、重複緑地、市独自緑化について

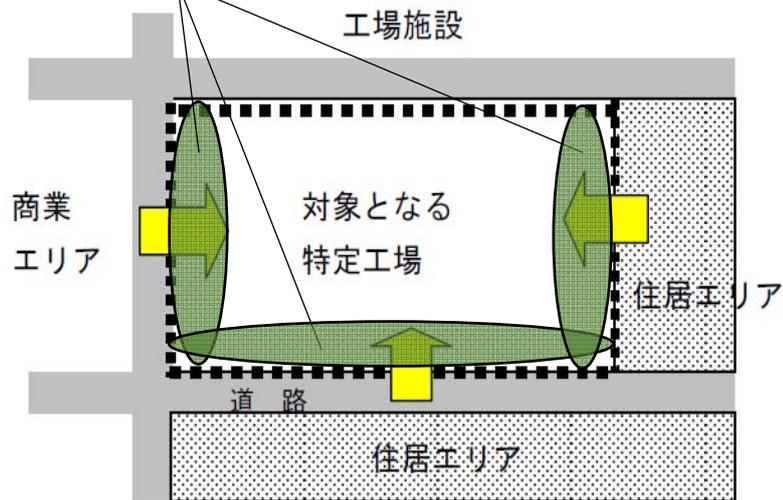
(1) 視覚的な緑量の確保について

緑地面積率を20%未満とする場合、住宅地や商業地に面した敷地内外周部に、立木等（例：概ね1.5～2m以上）を設置することにより、周辺環境に配慮した視覚的な緑量の確保に努めなければなりません。

【イメージ図】



周辺環境に配慮した立木等の設置箇所



【視覚的な緑量の確保についてのイメージ図】

(例1) 工場敷地内周辺部に立木を設置する場合



(例2) 工場敷地内の建物等の壁面を緑化する場合



(例3) 工場敷地境界上に設置されたフェンス等を緑化する場合



※上記の運用例を参考に視覚的な緑量の確保に努めてください。

【視覚的な緑量確保の目安】

経済産業省では、工場立地法における「視覚的な緑量による評価」導入のためのガイドラインを定めており、施設緑量比率（視覚的な緑量の割合）を求めることができます。このガイドラインを目安に視覚的な緑量の確保に努めてください。

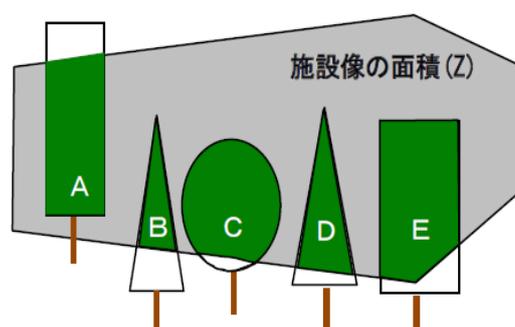
「施設緑量比率（以下「緑量比率」という）」の計算式

$$\text{緑量比率（\%）} = \text{工場施設を覆っている緑の面積} / \text{工場施設の面積} \times 100$$

「視覚的な緑量の確保」を行う場合に工場周辺の住環境との調和が保たれていると判断する緑量比率は、当該工場が立地する区画全体の緑量比率※については「35%以上」、同区画に係るそれぞれの緑量比率については「15%以上」が適当と考えられます。

※「工場が立地する区画全体の緑量比率」とは、当該区画に係る全ての施設像の面積に対する全ての緑量像の面積の割合を意味します。

【イメージ図】



上記イメージ図における緑量比率は、緑量比率の計算式に基づき以下のとおり求めます。

$$A + B + C + D + E / Z \times 100 = \text{緑量比率（\%）} \geq 35\%$$

$$A, B, C, D, E \text{ それぞれの施設像に占める緑量比率（\%）} \geq 15\%$$

※視覚的な緑量を設置する場合は、事前にご相談ください。

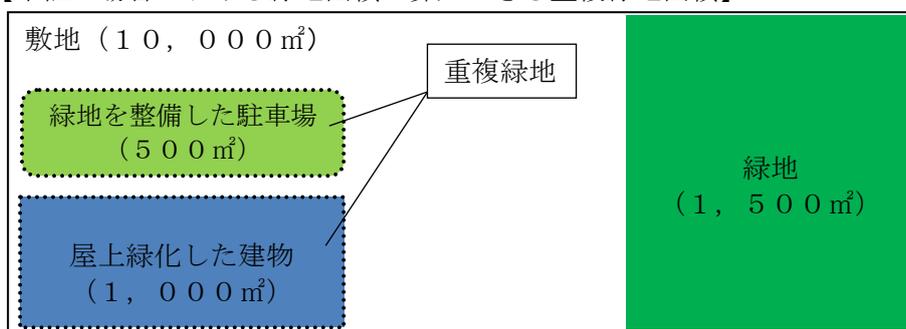
(2) 重複緑地の取扱い

重複緑地面積のうち、実際の緑地面積の50%までを緑地面積として算入することができます。

※重複緑地とは、緑地のうち以下をいいます。

- ・建築物屋上等緑化施設
(例) 屋上の緑地、壁面の緑地
- ・緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地
(例) パイプの下の芝生、下が駐車場の藤棚、駐車場の緑地

【下記の場合における緑地面積に算入できる重複緑地面積】



緑地面積 (1,500 m²) × 緑地面積算入率 (50%)

= 緑地面積として算入できる重複緑地面積 (750 m²)

緑地を整備した駐車場 (500 m²) 及び屋上緑化した建物 (1,000 m²) のうち750 m²までを緑地面積として算入することができます。

緑地面積 (1,500 m²) + 緑地面積として算入できる重複緑地面積 (750 m²)

= 2,250 m² (緑地面積率22.5%)

上記の計算により、国の基準値である緑地面積率の下限值 (20%) を満たすことができます。

(3) 市独自の緑地認定

壁面緑化の垂直投影面積のうち、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積の相当分を除く部分直立した壁面の緑化については、緑化部分の水平延長に1mを乗じた面積を重複緑地の面積とすることとされています。市独自緑化として取り扱うのは、緑化部分の垂直投影面積から、緑地面積として算入する面積分を差し引いた残りの面積とします。

(重複緑地として扱う緑地)

$$1\text{m} \times 50\text{m} = 50\text{m}^2$$

(市独自緑化として扱う緑地)

$$3\text{m} \times 50\text{m} - 50\text{m}^2 = 100\text{m}^2$$



工場立地法（用語解説）

（１）敷地面積とは

所有地，借地のいかんを問わず，工場の用に供する土地の面積を指します。従って，子会社，下請け工場等に土地を貸している場合には，その部分は除かれ，子会社，下請け工場等の工場敷地となります。ただし，建設，土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は当該工場の一体の敷地に含まれるものとします。

（２）生産施設とは

生産施設については，施行規則第２条で次のように定義されています。

第２条 法第４条第１項第１号の生産施設は，次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とする。

- １．製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。），電気供給業における発電工程，ガス供給業における製造工程または熱供給業における熱発生工程（以下「製造工程等」という。）を形成する機械または装置が設置される建築物
- ２．製造工程等を形成する機械または装置で前号の建築物の外に設置されるもの

（３）緑地とは

緑地については，施行規則第３条で次のように定義されています。

第３条 法第４条第１項第１号の緑地は，次の各号に掲げる土地または施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって，当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

- １．樹木が生育する土地等であって工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- ２．低木，芝，その他の地被植物（手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地等

（４）環境施設とは

環境施設については，施行規則第４条で次のように定義されています。

第４条 法第４条第１項第１号の緑地以外の主務省令で定める環境施設は，次の各号に掲げる土地または施設であって，工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。

- 一 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）
 - イ．噴水，水流，池その他の修景施設
 - ロ．屋外運動場
 - ハ．広場
 - ニ．屋内運動施設
 - ホ．教養文化施設
 - ヘ．雨水浸透施設
 - ト．太陽光発電施設（第二条に規定する生産施設に該当するものを除く。次号において同じ。）
 - チ．前各号に掲げる施設のほか，工場または事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの
 - ニ 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地または前号に規定する土地と重複するものを除く。）

住めば
愉快だ
宇都宮

UTSUNOMIYA



宇都宮市工場立地法届出の手引き
平成28年4月発行
発行者 宇都宮市経済部商工振興課
〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5
TEL 028-632-2434
FAX 028-632-5420